

# 建部中学校部活動規定（令和5年4月改正案）

## 部活動係

### 1 部活動の位置づけとねらい

#### （1）部活動の位置づけ

部活動は教育課程外の教育活動であるが、生徒の人間形成上きわめて重要な役割を果たしている。つまり、共通の興味や関心をもった生徒がお互いに励まし合って活動をより深く追求し、あるいは錬磨していく活動であり、十分に本来の教育的意義を達成するものである。

#### （2）部活動のねらい

- ① 部活動をとおして、より技術面の向上をめざす。
- ② 継続することにより心身を鍛え、学校生活にうるおいや満足感をもたせる。
- ③ 顧問教師と生徒、部員相互の好ましい人間関係を育成し、責任感、連帯感などを養い、より充実した生きがいのある生活をさせる。

### 2 部活動についての申し送り事項

#### （1）指導に関すること

- ① 部活動と学業の両立を図るように指導する。
- ② 生徒の健康面や安全面に配慮する。
- ③ 部員と指導者及び部員相互の好ましい人間関係が育つように配慮する。
- ④ 部の組織・役割分担を明確にする。
- ⑤ 規律ある行動や礼儀・協調性・思いやりなど社会性の育成に努める。
- ⑥ 活動方針や内容を説明し、保護者の理解を得られるようにする。
- ⑦ 体罰や暴力のない指導をする。
- ⑧ 各家庭の経費負担に十分配慮し、練習試合等を計画する。

#### （2）打ち合わせに関する事項

- ① 顧問者会を実施し、活動方針等の共通理解をもつ。
- ② 活動時間や活動場所の使用方法について確認する。
- ③ 4月の参観日に、保護者を対象とした部活動懇談会を実施する。
- ④ 必要に応じて顧問者会を実施する。

#### （3）活動日時に関する事項

- ・ 1日の活動時間は平日2時間程度、休業日は3時間程度とする。
  - ・ 月毎の活動計画を校長に報告する。
- ① 朝練習について
    - ・ 7:15以降に登校する。練習時間は7:30～8:10までとする。
    - ・ 自己診断テスト、課題テストの日等の朝練習はしない。
  - ② 放課後の練習について
    - ・ 学校で定められている最終下校時間を厳守できるように活動を計画する。
    - ・ 水曜日は、原則部活動を行わないこととする。（週のうち2回を休養日とする）

(最終下校時刻)

4月～9月 18:00 11月～1月 17:00 10月, 2月, 3月 17:30

※ **ただし、中体連・中文連主催の大会前2週間は最終下校から30分間の部活動延長を認める。  
(延長をする場合は、保護者に通知並びに許可を得たのちに職員朝礼で連絡をすること。)**

※ 始業式、終業式等半日で終了する場合の最終下校時間は別途決定する。

- ① 休日(土曜日・日曜日・祝日)の活動について
  - ・ 大会前を除き、週休日・土曜日・日曜日のうち1日は、練習をしないようにする。
  - ・ 大会の参加で、土曜日・日曜日に活動をした場合は代替休業日を設ける。
  - ・ 中体連主催の大会前を除き、健康・学習等を配慮し、土日と連続する場合、1日は半日練習(午前の場合は13:00に下校、午後からの場合は17:00下校)とする。
- ② 練習試合について
  - ・ 他校との練習試合は、生徒職員共に負担にならないように気をつける。
  - ・ 練習試合について、問題等が生じた場合は顧問者会で協議し、学校長の判断を仰ぐ。
- ③ 部活動を制限する場合について
  - ・ 定期考査前の1週間は原則として活動しない。

#### (5)事故防止と安全管理に関する事項

指導者は事故を未然に防ぐために、絶えず部員の健康状態を把握する。また練習計画や内容を確認し、施設・設備の安全点検を実施するなど事故防止に万全を期す。

#### (6)入部、転部、退部に関する事項

- ① 入部届の提出
  - ・ 1年生の仮入部期間は、平日の17時までとし、休日の部活動は参加できない。仮入部の期間は4月の職員会議で協議して決める。
  - ・ 2・3年生についても新年度に入部届を提出する。
  - ・ 保護者の了解を得て入部届を提出する。
  - ・ 入部届と部活動費(2500円)を同時に集める。
- ② 退部・転部については、本人・保護者と十分に協議して決めること

#### (7)公式戦、練習試合、合同練習の選手移送に関する事項

- ① 参加方法・引率について
  - 引率は顧問が行う。選手移送は自転車・徒歩、公共交通機関、保護者による送迎とする

#### (8)部活動構成について

(開設する部)

- ◆運動部：野球 ソフトテニス 卓球 バレーボール
- ◆文化部：吹奏楽

## (9)部活動費に関する規定について(令和5年4月改正)

### 第1条 (規定の目的)

- ・必要な費用は受益者負担の原則に従い、保護者から集金し、適切に運用する。

### 第2条 (会計の処理)

- ・部活動費は可能な限り単年度会計とする。(繰り越しは20%以内)
- ・会計処理は各部活動の顧問が行う。

### 第3条 (部活動費)

- ・部活動費は、生徒1人につき年額2,500円とする。ただし、大会のや教科練習会の参加費や協会の登録費など必要に応じて追加で集金することができる。
- ・年度途中に入部する場合の集金、退部・転部をした場合の返金については協議する。

### 第4条 (部活動費の管理, 会計報告)

- ・部活動費は、会計簿を作成し、管理する。
- ・各部活動で年度末に決算し、保護者に会計報告を配布する。

### 第5条 (大会参加費・協会等の加盟費)

- ・大会等の参加費や協会や連盟の登録費, 加盟費等は各部活動で負担する。
- ・中学校体育連盟と中学校吹奏楽連盟の加盟費はPTA会費から支払う。

### 第6条 (選手移送費)

- ・各部が、大会や練習試合等に参加するための選手移送費は、すべて各部で負担する

### 第7条 (必要経費等の説明)

- ・部活動懇談会において、年間に必要な経費について保護者に説明を行い、理解と協力を得ること。なお、年間に必要な経費とは次のものをいう。